

令和元年度 福岡市総合事業及び介護予防・自立支援に関する

説明・研修会

Q & A (令和元年 11 月 22 日時点)

Q 1 認定調査票や主治医意見書の内容を基に、生活支援型かどうかを審査会で判定、ということを実施する予定はあるか。判定後、ケアマネジャーが判断するという流れにすれば、円滑に事が運ぶと思う。

A 認定調査票や主治医意見書は、サービス選択の判断基準が含まれていますが、要介護認定の中でサービス選択の判定を行う予定はありませんので、ケアマネジメントにおいて判断してください。

参考) 介護予防ケアマネジメントマニュアル P40～40-2

Q 2 生活支援型訪問サービスを利用しているが、サービス事業所から個別サービス計画に関する資料をもらったことがないため、必要な場合は提供するようサービス事業所へ依頼してもよいか。
あるいは、生活支援型サービスの場合は、個別サービス計画の作成は不要なのか。

A 事前アセスメントを行い「個別サービス計画」を立てる必要があるのは、介護予防型サービスのみで、生活支援型サービスの場合は不要です。

参考) 介護予防ケアマネジメントマニュアル P26

Q 3 生活支援型サービス事業所の情報はどこにあるか。

A 福岡市 web サイトに、事業所一覧を掲載しております。

参考) 福岡市 web サイト内「福岡市介護予防・日常生活支援総合事業について」
<http://www.city.fukuoka.lg.jp/hofuku/kaigohoken/health/00/05/sougoujigyuu.html>

【3 訪問・通所事業者の方へ】 → 【事業者一覧】

Q 4 ケアマネジャーのアセスメントでは、生活支援型が妥当と考えられるが、本人の意向、事業所の有無等の事情で生活支援型を位置づけることができない場合は、その旨をどこに記載すればよいか。

A 【様式5】「介護予防支援・介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）経過記録」に記載の上、ケアプランを作成してください。

参考) 介護予防ケアマネジメントマニュアル P56

Q 5 介護予防ケアマネジメントを実施し、生活支援型・介護予防型のどちらも提案することとしたが、生活支援型のサービス事業所が近隣に無いときはどうしたらよいか。

A 当面は介護予防型のみ利用とし、生活支援型の事業所が新設された際は、改めて提案してください。

参考) 介護予防ケアマネジメントマニュアル P40-2

Q 6 生活支援型サービスの枠があるにもかかわらず、受け入れてくれない事業所が多い。このように、生活支援型サービスを実際に行っている事業所が少ない原因は何か。

A 原因の一つとして、介護の専門職以外の従事者の数がまだ十分でないことが考えられます。市としても、新たな介護の担い手の確保に向け、生活支援型訪問サービスの従事者を養成する研修などを行っているところです。

Q 7 「令和元年11月改定」の介護予防ケアマネジメントマニュアル内に掲載されている様式とは異なる、平成19年頃の古い様式を使用し続けているが、これについて指摘されたことは無い。この説明会以降は、最新の様式を使用しなければならぬか、それとも古い様式を使用しても差し支えないか。

A 最新の様式を使用してください。